

大阪市告示第413号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和8年4月6日（月）
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年4月8日（水）
	令和8年4月16日（木）から 同月17日（金）まで
	令和8年4月21日（火）から 同月27日（月）まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和8年4月3日（金）から 同月5日（日）まで	午前8時から 午後9時まで
	令和8年4月11日（土）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年4月12日（日）から 13日（月）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年4月19日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年4月28日（火）	
	令和8年4月29日（水）から 同月30日（木）まで	午前7時30分から 午後9時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）